

ABS指針案へ寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方について

意見番号	指針案の項目	御意見の概要	意見件数	御意見に対する考え方
1	名称	指針の件名は、指針の根拠となる条約を明記することが、制度の体系を周知するために適切であるため、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」とすべき。	1	本指針名については、簡潔にする観点から名古屋議定書及び生物多様性条約の正式名称を引用していませんが、本指針が名古屋議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、もって生物多様性の保全及び持続可能な利用に貢献するためのものであることを指針案第1章第1の目的に明記しているため、原文どおりとさせていただきます。
2	第1章 第2(2)	遺伝資源の利用の定義が「遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行うことをいう」とされているが、開発がされない単なる「研究」だけの場合でも定義に含まれると解釈して良いか。	1	「遺伝資源の利用」の定義は名古屋議定書における定義に従っていますが、製品開発等に至らない遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究も対象に含まれます。その旨を通知においてお示しすることとします。
3	第1章 第2(3)	「遺伝資源に関連する伝統的な知識」の定義で言及されている「地域社会」とは何を指しているか。	1	「先住民の社会及び地域社会」の定義については、ある国において、他の国民と種族、宗教又は言語を異にする人々であって、歴史的、社会的又は文化的観点から他の集団と明確に区別でき、かつその国の領域内にもとから住んでいるものが属する社会及びそれに類する社会をいいます。その旨を通知においてお示しすることとします。
4	第1章 第2(3)	「遺伝資源に関連する伝統的な知識」の定義で用いられている「先住民の社会」の用語については生物多様性条約の公定訳と齟齬があるが、先住民の社会として良いか。意見をする当方は、その標記に賛同する。	1	名古屋議定書の和訳において「先住民の社会」としたため、これに従っています。
5	第1章 第2(4)	名古屋議定書英語正文では” the Access and Benefit-sharing Clearing-House”と大文字で固有名詞として記載しており、CBD事務局のウェブサイトやCBD文書においても、“ABS Clearing-House”と略記されることが多いため、指針(案)においても「国際クリアリングハウス」ではなく、「ABSクリアリングハウス」とすべきである。	1	法律等の条文においては、定義及び略称は日本語により規定するのが通例であり、アルファベットによる略称だけでは何の訳語の略か不明であることから、NPOといった一般国民に広く浸透している用語を除き、基本的に用いられません。ABSについては説明がないと別の呼称と誤解される場合も生じうると考えられ、「ABSクリアリングハウス」と単独で略称を用いることは適当でないと考えます。本指針において日本語で記載する場合、名古屋議定書と和訳の「取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター」となりますが、分かりやすさの観点と環境大臣に報告された情報を国内において公表する「環境省のウェブサイト」と対比する観点から、「国際クリアリングハウス」としていただきます。このため、原文どおりとさせていただきます。
6	第1章 第2(6)	提供国法令を「提供国の国内の遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及び利益の配分に関する法令」と定義づけているが、提供国の「国内の」としている理由如何。	1	名古屋議定書第15条1等において「取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内の法令」とされていることを踏まえ、提供国国内における取得の機会及び利益の配分に関する法令であることが明らかになるよう、「国内の」との語を加えています。

意見番号	指針案の項目	御意見の概要	意見件数	御意見に対する考え方
7	第1章 第3	外来生物(特に侵略的外来生物)の正確な同定に際しては、比較すべき日本産種が存在せず、DNA配列を分析せざるを得ない場合があり、通常、栽培・飼育用に販売されている外来生物をDNAの比較対照試料とする。ABS規制を厳格に運用した場合、比較対象種のDNA解析が不能となり、外来生物の同定・認知・実態把握が妨げられることになる。生物多様性条約及び名古屋議定書第8条の趣旨に照らし、栽培・飼育用に販売等されている外来生物の同定及び調査研究についてはABS規制の適用外にするなど配慮すべき。	1	国内において販売等されている生物を取得する行為については、本指針の適用対象外です。 また、他国において販売等されている生物を取得して我が国に持ち込む場合であっても、①当該国が名古屋議定書の非締約国である場合や、②既に開発されている遺伝子検査手法を用いて特定の形質と遺伝子の関係を調べる場合、既に遺伝子解析がなされている生物につき遺伝子解析を行う場合等の遺伝的又は生化学的構成に関する研究開発に該当しない場合については、本指針の適用対象外となります。 なお、提供国法令の適用対象となるかについて、名古屋議定書の対象となる遺伝資源は、その利用(遺伝資源の遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発)を目的として取得するものであるため、取得後に遺伝資源として新たに利用することとなった場合の取扱いは、提供国法令によることとなります。
8	第1章 第3	指針(案)において、「遺伝資源」の定義は、生物多様性条約及び名古屋議定書の定義を、そのまま用いており、その外縁は明確でない。また、指針(案)に基づく国内措置の適用範囲に関しても、いくつかの適用外遺伝資源等が挙げられているが、それぞれの具体的な説明はない。このため、指針(案)の解釈に幅が生じる恐れがあり、そうならば、指針(案)に基づく国内措置の円滑な実施を妨げることになることから、国内措置の対象となる「遺伝資源」の例や対象とならない事例など、指針(案)の各項目を具体的に解説する省庁横断的な解説書を作成すべきである。	1	ご意見を踏まえ、遺伝資源、議定書適用外遺伝資源等又は議定書適用外遺伝資源利用の具体例等の詳細については、通知及びQ&A等においてお示しすることとします。
9	第1章 第3	遺伝資源の取得について本指針が適用されるのは、日本国内、領海およびEEZ海域内になると思います。遺伝資源の種類別の適用範囲だけでなく、取得場所の適用範囲についても明記する方がよいのでは。	1	遺伝資源の取得について本指針に基づき報告を求めるのは、我が国に存する遺伝資源ではなく他の締約国において提供国法令が適用される遺伝資源についてであり、提供国法令が適用される取得場所の範囲については各提供国法令によるため、原文どおりとさせていただきます。
10	第1章 第3	議定書第4条4に規定する遺伝資源が適用除外となることを明確にするため、また、暗黙の諒解ではなく、主務大臣の通知により対象を明確化させるため、以下の文を追記してほしい。 「(7) 取得の機会及び利益の配分に関する専門的な国際文書が対象とする特定の遺伝資源であって、主務大臣が別に定めるもの」	1	名古屋議定書第4条4に規定する国際文書が適用されるため議定書が適用されない場合については、指針第1章第3の2の「議定書適用外遺伝資源利用」で定めているため、原文どおりとさせていただきます。「その他の議定書適用外遺伝資源利用」として適用除外になるものについては、通知においてお示しすることとします。
11	第1章 第3の1 (4)	ヒトの遺伝資源については指針の適用範囲外とされているが、ヒトを対象とした遺伝子治療や細胞治療において、ウイルス等を用いた組換え細胞を使用する場合、商用の場合は文書による確認とし、治療行為を伴った資源移転の場合は別個に扱う等、カルタヘナ議定書も参考にして別途定めておく必要があるのではないか。	1	本指針第1章第3の1(4)において適用除外としているヒトの遺伝資源については生物多様性条約及び名古屋議定書の対象外であることから、遺伝子組換えを行った場合も含めて本指針の対象外とすることを通知においてお示しすることとします。
12	第1章 第3の1 (5)	我が国について議定書が効力を生じた日以降に提供国から取得された遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識であっても、議定書が当該提供国について効力を生じていない時点で取得されたものおよび非締約国から取得されたものについては適用外であることを明示すべき。	1	指針第1章第2(5)において「提供国」を「議定書の我が国以外の締約国であって遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を提供する国をいう。」と定義しているため、第1章第3の1(5)中の「提供国」の範囲も同内容となります。このため、非締約国及び議定書を締結したものの国内において効力を生じていない国が含まれないことは明らかであり、原文どおりとさせていただきます。

意見番号	指針案の項目	御意見の概要	意見件数	御意見に対する考え方
13	第1章 第3の1 (6)	告示の適用対象外として「一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源であって、遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたもの」が挙げられているが、これは、遺伝資源の利用を目的として購入したものは報告の対象になると理解して良いか。	1	本指針においては、提供国において遺伝資源を取得し、かつ、当該遺伝資源の取得について提供国法令に基づく許可証等が発給された者であって、我が国に輸入した者が報告を求められる対象とされており、これに該当せずに提供国内で譲り受けた者及び国内で譲り受けた者の報告は任意となります。なお、提供国法令の適用対象となるかについて、名古屋議定書の対象となる遺伝資源は、その利用(遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発)を目的として取得するものであるため、取得後に遺伝資源として新たに利用することとなった場合の取扱いは、提供国法令によることとなります。
14	第1章 第3の1 (6)	「一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源であって、遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたもの(いわゆる「コモディティ」)」は適用除外とするとされていますが、既に、国内で流通する食品等のコモディティを利用した研究開発は、遵守措置の対象から除外すべき。	1	本指針においては、提供国において遺伝資源を取得し、かつ、当該遺伝資源の取得について提供国法令に基づく許可証等が発給された者であって、我が国に輸入した者が報告を求められる対象とされており、これに該当せずに提供国内で譲り受けた者及び国内で譲り受けた者の報告は任意となります。なお、提供国法令の適用対象となるかについて、名古屋議定書の対象となる遺伝資源は、その利用(遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発)を目的として取得するものであるため、取得後に遺伝資源として新たに利用することとなった場合の取扱いは、提供国法令によることとなります。
15	第1章 第3の1 (6)	狭義のコモディティだけでなく、遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を伴わない製品の製造等を目的として販売又は授与される遺伝資源も適用外となることを明確にするため、以下のとおり記載を改めてほしい。 「(6)一般に遺伝資源の利用の目的以外のために販売又は配付されている遺伝資源であって、遺伝資源の利用を目的とせずに購入又は授与若しくは貸与されたもの」	1	「生物資源の遺伝的又は生化学的構成に関する新たな知見の創造を伴わず、生物資源を原材料として用いて製品を製造する」など、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発に該当しない行為については、本指針の適用対象外となります。本指針は原文どおりとさせていただきますが、通知においてお示しすることとします。
16	第1章 第3の1及び第3の2	当該指針では「適用範囲」において対象物と行為についての操作的概念の提示をすることなく除外対象のみを提示しているため、状況依存的に広範囲な適用対象が想定される構造になっており、条約の国内措置として規制的性格を持つ指針の書き方としては望ましくない。除外対象を示す前にまず名古屋議定書第3条を引用し、適用対象を提示すべき。	1	本指針では、第1章第1で「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置を講ずる」と定めた上で、生物多様性条約第2条、名古屋議定書第2条、第3条等を踏まえ、第1章第2において「遺伝資源」、「遺伝資源の利用」及び「遺伝資源に関連する伝統的な知識」について定義しており、適用対象は明示されていることから、原文どおりとさせていただきます。
17	第1章 第3の1及び第3の2	適用範囲の「1 議定書適用外遺伝資源等」と「2 議定書適用外遺伝資源利用」の関係が、論理積(AND)であるのか論理和(OR)であるのか明示的でないので明らかにされたい。例えばCBD第4条適用範囲の(a), (b)は原文では単なる並列関係ではなくandで結合されているが、条約の公定訳では接続詞が省略されているため適用範囲が曖昧になっている。	1	「1 議定書適用外遺伝資源等」、「2 議定書適用外遺伝資源利用」のいずれかの方に該当する場合も適用対象外になります。
18	第1章 第3の1及び第3の2	議定書適用外遺伝資源等及び適用外遺伝資源利用につきまして、ユーザーにわかり易いものとなるようQ&Aや事例集等の作成をしてほしい。その際、欧州のガイダンス案と同様に、マイクロバイオームをヒト遺伝資源とみなし、適用対象外の例として記載をしてほしい。生物多様性の保全を脅かす病原体は、条約の保護対象とは考えられず、本指針の対象外とすべき。	1	議定書適用外遺伝資源等及び適用外遺伝資源利用の具体的な考え方については、通知においてお示しする予定です。腸内細菌等のヒトに定着する微生物は、ヒトの遺伝資源そのものではないと考えているため、現時点では適用対象外ではありませんが、引き続き欧州等の国際的な動向についても注視するとともに、Q&A等を通じてその旨を周知してまいります。病原体の全てを適用対象外とすることは困難ですが、パンデミックインフルエンザ事前対策枠組みの対象となるもの及びワクチン製造の原料として使用する季節性インフルエンザ株は適用外とする旨通知においてお示しすることとします。
19	第1章 第3の2	農業および食料のための植物遺伝資源にかかわる国際条約(ITPGR)が適用されるもの等は対象外とのことだが、これはITPGRにおける多国間制度(MLS)が規定する遺伝資源(35作物29牧草種)を指すのか、または広義に解釈しITPGRが対象とする農業食料植物遺伝資源全体を指すのか。	1	ITPGRが適用される行為のうち議定書適用対象外遺伝資源利用となるものの範囲については、通知においてお示しすることとします。

意見番号	指針案の項目	御意見の概要	意見件数	御意見に対する考え方
20	第2章	すでに指針にしたがっていない者に対して「指導」や「助言」を行ったとして効果があるとは思えず、罰金・懲役などの罰則を伴う規範や行政命令など、抑止効果のあるようにすべきであるため、下記の文言は、「命令」と書きかえるべきである。 第2章 第3 1(1)「必要な指導及び助言」、第2章 第3 1(2)「必要な指導及び助言」、第2章 第5 1(2)「必要な指導及び助言」	1	名古屋議定書第15条1では、自国内で利用される遺伝資源が適法取得されていることとなるよう適当で効果的な、かつ、相応と認められる措置をとることとされており、提供国法令違反について提供国に代わって取り締まることまでは求められていないところだ。 その上で、本指針において求める報告が遵守されない場合は、国際クリアリングハウスで公表されている国際遵守証明書と照合することにより把握の上、環境大臣から再度報告を求めることとし、また、必要があるときは、主務大臣から必要な指導及び助言を行うこととしており、不遵守の状況に対処するための適当な措置であると考えているため、原文どおりとさせていただきます。
21	第2章	原案では、遺伝資源の利用者の意図によって情報を非開示にできるため、当該遺伝資源が、提供国の法令に則って合法的に取得されたものであるのか否かを、第三者がチェックすることができないため、以下を削除すべき。 第2章 第1 4(1)「この場合において、報告をした者に係る情報を提供する場合は、当該者の希望に応じて決定するものとする。」、第2章 第1 4(2)「この場合において、提供する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする。」、第2章 第1 5(1)「この場合において、掲載する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする。」、第2章 第5の2「当該提供をした者の希望に応じて、」および「この場合において、提供又は掲載する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする。」。	1	本規定は名古屋議定書第17条1(a)(iii)の「(i)」に規定する関連情報(利用可能な場合には、国際的に認められた遵守の証明書から得られる情報を含む。)は、秘密の情報の保護を妨げられることなく、適当な場合には、関連する国内当局、情報に基づく事前の同意を与える締約国及び取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供すること。」の規定を踏まえたものであり、原文どおりとさせていただきます。
22	第2章 第1の4(1)、第1の5(1)、第5の2、様式第1、様式第2、様式第3	様式第2により報告された情報の国際クリアリングハウス又は環境省ウェブサイトへの提供については、名古屋議定書第17条1(a)(iii)に基づき秘密の情報の保護が図られるべきである。 指針第2章第1の4(1)、第1の5(1)又は第5の2では「提供する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする」とされている一方、様式第1、様式第2又は様式第3では、国際クリアリングハウス又は環境省ウェブサイトへの提供を希望しない情報を具体的に記載するという指針本文の規定とは逆の表現となっていることから、報告者が記載を間違える恐れがある。様式第1、様式第2又は様式第3を指針(案)本文に合わせ、「国際クリアリングハウスへの提供等を希望する情報」とし、秘密情報の保護を確実に図るべきである。	1	国際クリアリングハウスに対する情報の提供は、名古屋議定書第17条1に基づく提供国法令の遵守を支援するため、適宜、遺伝資源の利用について監視・透明性を高めるための措置であり、秘密の情報の保護を妨げられない限り原則として行うべきものです。このため、様式第1、様式第2又は様式第3では、国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報がある場合に記載いただき、それ以外の情報は国際クリアリングハウスへの提供等を行うこととしており、原文どおりとさせていただきます。なお、様式では見出しで「提供等を希望しない情報」と明記し、かつ備考にも注意書きを付しており、報告者において誤解を生ずるおそれはないと考えますが、いずれにしてもその趣旨について周知に努めてまいります。
23	第2章 第1、第2、第5、様式第1、様式第2又は様式第3	様式第1～3で報告又は情報提供した内容について、修正、変更、取り下げ等の必要が生じた場合には、どうしたらよいか。	1	本指針第2章第1及び第2又は第5の1に基づき報告又は情報提供した内容について、内容若しくは様式の変更又は取り下げの必要がある場合には、理由を添えて環境省にご相談ください。
24	第2章 第1、第2、第5、様式第1、様式第2又は様式第3	様式1～3で報告又は情報提供した内容を、国際クリアリングハウスへ提供する、又は環境省のウェブサイトへ掲載するまでに、一定の猶予期間などが設けられるのか？	1	報告又は情報提供をいただいてから国際クリアリングハウス又は環境省のウェブサイトに掲載するまでの処理期間は、特に定めのないものの、可能な限り速やかに行う予定です。

意見番号	指針案の項目	御意見の概要	意見件数	御意見に対する考え方
25	第2章 第1、第5、様式第1又は様式第2	許可書等の発給日から一年以上が経過した後に、国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載された場合、それからの自主的な報告は受理されるのか。また、その際の報告は、様式第1で良いのか。	1	許可証等の発給日から1年を経過しても当該許可証等に係る国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載されない場合は、報告を求めめる対象から除外されますが、その後国際遵守証明書が掲載された後に遺伝資源の取得について自主的な報告を希望する場合は、指針第2章第5の1に基づき、報告することが可能です。その場合、使用する様式は様式第1及び様式第2のいずれでも差し支えありませんが、許可証等情報に基づく自主的な報告をそれまで行っていないこと、国際遵守証明書の固有の識別記号が出ていることにかんがみると、通常は様式第1を用いることになるのではないかと考えられます。
26	第2章 第1の1	取得者による報告が求められているが、国際クリアリングハウスに掲載されていることを利用者が報告する手間は必要か、わからないため、環境省自らが、国際クリアリングハウスをチェックし、対応できないか。	1	環境省において、国際クリアリングハウスに掲載された情報から、提供国法令が適用される遺伝資源が取得され実際に我が国に輸入されたかどうかの事実関係を把握することは困難です。
27	第2章 第1の1	提供国法令に従わずに、取得した場合には、どのように対処すれば良いか。国から何らかの指針が出されるのか、それとも、取得した機関がその判断をすることになるのか。	1	提供国法令を遵守せずに取得するような事態を避けるために、取得に当たって提供国法令をよく確認いただくことが必要ですが、違法取得時の対応については、基本的には、提供国政府、提供者等と相談の上、取得者で判断して頂くことになると考えています。仮に提供国法令に従わずに取得し、名古屋議定書第15条3に基づき他の締約国の法令違反に対する申立てを受けた場合は、政府としては必要に応じこれに協力し、情報収集や指導等を行うこととなります。
28	第2章 第1の1	取得者による報告手続き完了前に、遺伝資源を用いて研究等を始めても良いのか。Q&Aを作成する場合には、本事項の記載をしてほしい。	1	遺伝資源の取得に係る報告は、当該遺伝資源に係る国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載された日から6月以内に行うものとしており、報告前に研究開発を行っても差し支えありません。施行に当たってはその旨も周知してまいります。
29	第2章 第1の2	名古屋議定書第8条の「特別な考慮」では人の健康のみならず「動物又は植物の健康を脅かす又は損なう事態に対し、相当の注意を払う」こととされていることから、これらに関わる緊急事態についても当該指針の適用除外対象として特別に考慮されたい。	1	名古屋議定書第8条の「動物又は植物の健康に脅威又は損害を与える現在の又は差し迫った緊急事態」については、現時点では対応が必要な事態は想定されないと考えていますが、本指針において特別な考慮が必要と認められる事態が特定できた場合には、今後の見直し等の機会に追記の要否を検討することとします。
30	第2章 第1の2	「国際保健規則で定める緊急事態…に対処するための遺伝資源の取得については、適用しない」とあるが、国際保健規則で定める緊急事態がどのような場合か必ずしも明確ではないので、Q&Aや事例集などの作成をしてほしい。	1	「国際保健規則で定める緊急事態又は人の健康に対する緊急事態と認める事態」に対処するための遺伝資源の取得については、緊急事態の収束の条件を満たした日から6月以内に報告するものとしていますが、緊急事態及び緊急事態の収束の条件については、通知においてお示しすることとします。
31	第2章 第1の3	適法に取得された遺伝資源を第三国経由で譲り受ける場合にあっては、報告を要しないことを明確にするため、本文に続いて以下のただし書きを追記してほしい。「…(前略)…これを環境大臣に報告することができるものとする。ただし、第三国において当該遺伝資源が適法に取得されたことを証する情報が確認されている場合は、この限りではない。」	1	本指針においては、締約国である提供国において自ら遺伝資源を取得して我が国に輸入した者が報告を求められる対象であるため、当該提供国でない第三国から遺伝資源を取得した場合は報告の必要はありません。このため、原文どおりとさせていただきますが、施行に当たって周知してまいります。

意見番号	指針案の項目	御意見の概要	意見件数	御意見に対する考え方
32	第2章 第1の4(1)、様式第1	様式第1により報告された情報の国際クリアリングハウスへの提供については、名古屋議定書第17条1(a)(iii)に基づき秘密の情報の保護が図られるべきであり、「報告をした者に係る情報」及び「国際遵守証明書の写しの情報」以外の情報についても、秘密の情報の保護が図られるべきである。	1	様式第1による報告は、既に国際クリアリングハウスに公表されている国際遵守証明書の情報に基づくものであり、報告された情報を国際クリアリングハウスに掲載し、適法取得を周知することについては、議定書第15条1及び第16条1の担保として必要であることから、原文どおりとさせていただきます。
33	第2章 第1の5	環境大臣は、環境省ウェブサイト情報を掲載することとなっているが、我が国の国民に対して、国際クリアリングハウスの情報の提供にも責務を負っていると考えるため、「5環境大臣による情報の周知」には、環境大臣の情報周知に対する責務を書き込むべき。	1	環境大臣が報告された情報を国際クリアリングハウスへ情報提供する責務については、第2章第1の4に規定しているため、原文どおりとさせていただきます。国際クリアリングハウスの情報については環境省ウェブサイト等で周知してまいります。
34	第2章 第1の5(2)	「必要な情報を環境省のウェブサイトに掲載する」とあるが、環境省ウェブサイトに関連情報を統一することに賛同。農水省に掲載されている情報なども、環境省ウェブサイトで一括して確認できるようにしてほしい。また、ユーザーフレンドリーなウェブサイトを構築してほしい。	1	環境省では、本指針の施行にあわせてABSに関するウェブサイトをリニューアルする予定です。ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
35	第2章 第1の5(2)	環境大臣は、提供国法令等、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置を的確かつ円滑に行うために必要な情報を環境省のウェブサイトに掲載すべきである。提供国法令は日本語訳を掲載し、さらに充実を努めていただきたい。	1	ご意見を踏まえ、提供国法令の日本語仮訳の充実をはじめ、ABSに関する措置を的確かつ円滑に行うために必要な情報を環境省ウェブサイトに掲載し、遺伝資源の適法取得の周知に努めてまいります。
36	第2章 第2	遺伝資源に関連する伝統的な知識の適法な取得に係る報告で「当該報告の対象となる遺伝資源の利用において併せて利用することを目的として」とあるが、併せて利用することがない場合には、報告する必要はないと解釈して良いか。	1	ご指摘の通り、「遺伝資源に関連する伝統的な知識」を「遺伝資源」と併せて利用しない場合には報告対象とはなりません。
37	第2章 第3の2	「環境大臣は、取得者に係る情報が含まれない国際遵守証明書については、当該国際遵守証明書の固有の識別記号を公表し、報告を奨励するものとする」とあるが、既に国際クリアリングハウスで公表されているデータを公表する必要があるか。	1	取得者に係る情報が含まれない国際遵守証明書については、これが国際クリアリングハウスに掲載されている場合であっても、我が国国内で環境大臣への報告を促すために既公表のものを含め、環境省ウェブサイトで公表することは有効と考えています。
38	第2章 第4	企業が不当な提供国法令の違反の申立てにより風評被害等にさらされないよう、申立て内容、提供国法令及びその運用等を精査した上で、申立てが合理的であると認める場合にのみ、情報の提供を求めるようにすべき。また、申立てが合理的であると認めるか否か、必要があると認めるか否か、議定書により締約国が協力の義務を負うものとして定められた範囲内か否か、指導及び助言や提供国への情報提供を行う必要があると認めるか否かの判断基準等について、Q&Aや事例集等の作成を通じて明確化すべき。	1	本指針第2章第4は、名古屋議定書第15条3及び第16条3の他の締約国の法令違反に対する申立てに対して可能かつ適当な場合に協力することを求める規定の担保措置であり、我が国としては、指針第1章第2で定める遺伝資源等及び提供国法令の範囲の限りで対応することを想定しています。環境大臣が必要であると認める場合等については、申し立てられた事案及び提供国法令の内容等の個々の状況に応じて判断する必要があることから、あらかじめ具体的な判断基準を定めることは困難です。

意見番号	指針案の項目	御意見の概要	意見件数	御意見に対する考え方
39	第2章 第4の1	指針案の第2章第4の1における「議定書の我が国以外の締約国から提供国法令の違反の申立てがあった場合において」という文言は、「議定書の我が国以外の締約国、また、提供された遺伝資源の所有者である先住民や地域コミュニティ、NGOなどの第三者機関から、提供国法令の違反の申立てがあった場合においても…(以下略)」という形に変更するべきである。	2	名古屋議定書第15条3及び第16条3は他の締約国の法令違反に対する申立てに対して可能かつ適当な場合に協力することを求める規定であり、我が国としては、提供国法令に対しての解釈権を有する提供国たる締約国政府から申立てがあった場合に対応することが適当と考えられるため、原文どおりとさせていただきます。
40	第2章 第4の1	議定書の締約国であって、且つ、申立ての対象となっている遺伝資源又は当該遺伝資源に関連する伝統的知識の提供国政府以外からの指摘に対しては、政府として対応すべきではない。	1	名古屋議定書第15条3及び第16条3は他の締約国の法令違反に対する申立てに対して可能かつ適当な場合に協力することを求める規定であり、我が国としては、提供国法令に対しての解釈権を有する提供国政府から申立てがあった場合に対応することとしており、提供国政府以外からの申立てについて対応することは想定していません。
41	第2章 第4の1	申立ての時点で国際クリアリングハウスに提供されていても、申立ての対象となっている遺伝資源又は当該遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスの時点で、国際クリアリングハウスに掲載されていなかった提供国法令への違反の申立てに対しては、政府として対応すべきではない。	1	本指針では、「提供国法令」とは「議定書第15条1又は第16条1に規定する提供国の国内の遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及び利益の配分に関する法令であって、議定書第14条2(a)の規定により国際クリアリングハウスに提供されたもの」としており、このため本指針において求められる報告とは、遺伝資源等の取得時点で「国際クリアリングハウスに提供されている提供国法令」を遵守して取得した旨の報告であり、提供国法令の違反の申立てへの協力も基本的にその範囲で行うこととなります。
42	第2章 第4の1	環境大臣は、国際クリアリングハウス等から得られる情報をもとに提供国法令の内容に、政府関係当局として日頃から精通しておき、申立てを受けた場合には、当該申立てに関する情報の正しさの証明を当該提供国に対して求め、その内容を厳密に検証し、必要性があると認められる場合のみ、当該申立てのあった事案に係る取得者、輸入者、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を利用する者その他の遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を取り扱う者に対し、関連情報の提供を求めるべきである。また、環境大臣は、当該提供国からの申立てを理不尽なものとして判断した場合には、その国に対して正当な理由を示し、然るべき対応と処理を行うべきである。	1	ご意見を踏まえ、国際クリアリングハウス等から得られる提供国法令の情報収集・整理に努めるとともに、提供国から提供国法令違反の申立てがあった場合には、当該提供国法令の内容及び申立ての根拠をまずは提供国政府に求め、事実関係の把握に努めた上で、国内の遺伝資源取扱者へ情報提供を求め又は提供国に対し名古屋議定書第15条3の「可能かつ適当な場合」に該当しない旨回答するなど、適切に対応してまいります。
43	第2章 第5の1 (1)	環境大臣が遺伝資源関連情報の提供を求める必要があると認める判断基準についてQ&Aや事例集等の作成が必要。	1	環境大臣が必要があると認める場合については、遺伝資源の適法な取得に係る報告の件数及び報告から概ね5年後の状況に応じて判断する必要があることから、あらかじめ具体的な判断基準を定めることは困難です。
44	第3章 第1の1	第3章、第1 公正かつ衡平な利益配分における「我が国に存する遺伝資源」について、その用語の意味は文脈的には「我が国に存する遺伝資源」であって、なおかつ名古屋議定書第3条の適用範囲に従って、CBD第15条の適用範囲内の遺伝資源であるもののみと推定される。国内における一般的な遺伝資源利用者の理解促進のため、「我が国に存する遺伝資源」という用語については第2 定義において「議定書適用外遺伝資源等を除く」旨を明示されたい。	1	本指針第1章第2に示した定義は指針全体に適用されるため、第3章第1の1の「我が国に存する遺伝資源」に含まれる「遺伝資源」についても適用されます。また、「議定書適用外遺伝資源等」についても同様に本指針全体の遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識に適用されます。そのため、原文どおりとさせていただきます。

意見番号	指針案の項目	御意見の概要	意見件数	御意見に対する考え方
45	第4章	我が国は豊富な生物多様性を有するため、我が国に存する遺伝資源を保護し、国外流出を防ぐためには、我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に当たり、情報に基づく事前の我が国の同意を必要とすべき。	2	名古屋議定書は、遺伝資源を利用することを前提として、利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とするものであり、情報に基づく事前の同意制度は、資源保護を直接的な目的にした枠組みではありません。また、遺伝資源を含む生物多様性の保全は各種自然保護法令等において既に行われています。 なお、本指針の附則において我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供に係る措置の再検討を告示の施行日から5年以内に行うこととしており、頂いたご意見は再検討時の参考にさせていただきます。
46	第4章	情報に基づく事前の同意の要求は研究者の意欲を削ぐとともに研究の迅速化をさまたげるおそれがある。そのため、基礎研究の推進のために他国との間で二国間協定を結び、それらの国との間では情報に基づく事前の同意を不要とする措置をとるべきである。	1	本指針案において、議定書第6条1に規定する情報に基づく事前の我が国の同意は必要としないこととしています。 なお、本指針案の附則において我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供に係る措置の再検討を告示の施行日から5年以内に行うこととしており、頂いたご意見は再検討時の参考にさせていただきます。
47	第4章	”Prior informed consent”の訳は、生物多様性条約公定訳文及び名古屋議定書仮訳文では「事前の情報に基づく同意」とされており、条約発効以来定着しているにもかかわらず、これを変更し、生物多様性条約と名古屋議定書でそれぞれ2つの訳語が充てられれば、不要な混乱を生じさせることとなるため、指針第4章の「情報に基づく事前の我が国の同意」は、「事前の情報に基づく我が国の同意」とすべきである。	1	本指針は、名古屋議定書の的確かつ円滑な実施を確保するための措置であり、用語は名古屋議定書の和訳にあわせる観点から、原文どおりとさせていただきます。
48	第4章	本指針では、日本の遺伝資源を利用する場合、PICは必要とせずMATのみで利用できる仕組みになっているように理解した。例えば外国の船舶による日本の領海やEEZ海域での遺伝資源の無断採取など、日本側の受け入れ体制がなくても遺伝資源を採取しうるケースがありうるため、このような無断採取が行われないようなしくみを構築しておく必要がある。	1	動植物等の捕獲・採取規制は、各種自然保護法令等に基づき、既に行われています。また、他国が我が国の領海や排他的経済水域（EEZ）において海洋の科学的調査（遺伝資源に関する調査を含む）を行う場合は、国連海洋法条約に基づき関係省庁で作成したガイドラインに従い、我が国の事前の同意を求めることとなっています。本指針の附則において、我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供に係る措置の再検討を告示の施行日から5年以内に行うこととしており、頂いたご意見は再検討時の参考にさせていただきます。
49	第4章	国内（領海やEEZ海域を含む）において、絶滅危惧種生息地や脆弱な生態系地域などから遺伝資源を取得するのは、特別な理由がある場合に限定するとともに、そのような地域からの遺伝資源を取得する場合には、どのように環境に配慮するのか、明確にすることが望ましい。これらの事項は、MATと取り交わす際の義務事項として、指針の段階で定めておく方がよいのでは。	1	名古屋議定書は、遺伝資源を利用することを前提として、利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とするものであり、「情報に基づく事前の同意制度」は、資源保護を直接的な目的にした枠組みではありません。また、遺伝資源を含む生物多様性の保全は各種自然保護法令等において既に行われています。 なお、本指針の附則において我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供に係る措置の再検討を告示の施行日から5年以内に行うこととしており、頂いたご意見は再検討時の参考にさせていただきます。
50	第4章	日本の遺伝資源取得に関する法令には本指針以外に、種の保存法、鳥獣保護法及び自然公園法等があるため、本指針だけではないので、念のために「他の法令の定めによる場合を除いて」との趣旨を記載しておく方がよい。	1	各種自然保護法令等による動植物の捕獲・採取規制については、名古屋議定書第6条1に基づく「情報に基づく事前の同意」として定められているものではないため、原文どおりとさせていただきます。ただし、他の法令の定めによる許可等が必要な場合がある旨を通知でお示しすることとします。
51	附則2	告示（添付されている各種様式を含む）の見直しの必要性の判断及び必要と判断した場合の見直しに当たっては、告示の実施状況を丁寧に検証し、産業界・学術界の実態及び要望を踏まえ十分な調整を経た上で、対応していただきたい。	1	本指針の附則において行うこととされている告示の見直しについては、関係省庁と連携の上、産業界・学術界における遺伝資源の利用実態及び御意見も踏まえながら、遺伝資源の取得の機会及び利益の配分に関する社会的情勢の変化等を勘案し、必要に応じ行うことといたします。

意見番号	指針案の項目	御意見の概要	意見件数	御意見に対する考え方
52	附則3	我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供に係る措置の再検討の必要性の判断及び必要と判断した場合の措置の検討に当たっては、社会的情勢の変化等を丁寧に検証し、産業界・学術界の実態及び要望を踏まえ十分な調整を経た上で、対応していただきたい。	1	本指針の附則において行うこととされている我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に係る法令の整備の要否の検討及び必要があると認めるときの所要の措置の再検討については、関係省庁と連携の上、産業界・学術界における遺伝資源の利用実態及びご意見も踏まえながら、遺伝資源の取得の機会及び利益の配分に関する社会的情勢の変化等を勘案し、行うこととします。
53	様式第1、様式第2、様式第3	様式第1、様式第2及び様式第3の記入の仕方は、その場その場の状況によって異なるので、報告者及び情報の提供者に、自分が、どの様式を使い、どの項目に回答し、あるいは、回答しなくてもよいのかを分かりやすく解説する必要があり、例えば解説書を作成すべきである。	1	ご指摘及び提供いただいた様式記入解説書案も参考にし、様式の適切な記入方法を環境省ウェブサイトに掲載すること等を通じて周知してまいります。
54	総論	産業界の6団体による要請に対して、今日まで時間をかけて、ひとつひとつ丁寧に検討いただいたことに感謝する。 今回示された指針(案)の内容は、概ね、産業界をはじめとする我が国の、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の「取得者」、「輸入者」及び我が国において遺伝資源を譲り受けた者ならびに我が国において自ら遺伝資源を利用する者に過剰な負担を予期させることなく、我が国の管轄内で利用される遺伝資源等へのアクセスが、事前の情報に基づく同意に従って行われており、かつ相互に合意する条件が設定されていることを規定するための、適切で効果的かつ釣合いのとれた措置であると考えられる。 指針(案)に示された措置が、適切で効果的に、かつ釣合いのとれた形で運用され機能するよう、我が国政府におかれては、提出された意見を十分に検討し適切に対応するようお願いする。	1	本指針に対しパブリックコメントで頂いた御意見を踏まえ、名古屋議定書の締結に当たって本指針が適当で効果的な、かつ相応と認められる措置となるよう、本指針の適切な施行及び運用を図ってまいります。
55	総論	製薬産業は、生物多様性条約下の、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分遺伝資源について透明性及び一貫性があり、現実的で、さらに法的確実性を与えてくれるようなルールを必要としております。名古屋議定書にはそのような役割を期待しておりますが、議定書の重要事項において、曖昧な部分、解釈に幅の生じ得る部分が多々あります。本指針(案)では、議定書の曖昧な部分が概ね適切に定められ、製薬産業の要望がほぼ取り入れられていると考えられる。	1	本指針の検討に当たっては、定義・適用範囲等の対象範囲が明確になるように努めてきたところであり、本指針の適切な施行及び運用を図ってまいります。
56	総論	法律ではなく指針となった点は、遺伝資源を利用する学術研究者に対して配慮されていることから賛同する。ただ、EUの担保措置が立法措置であったが、法律事項は含まれていないと解釈されたのか。	1	名古屋議定書第15条では、国内措置について、立法上、行政上又は政策上の措置のいずれも担保措置として認められています。利用国措置の形式が幅広く認められている背景には、利用国措置はあくまでも遺伝資源の提供国の法令執行を補完するものにすぎないことが挙げられます。すなわち、提供国の法令に違反する者への処罰を含めた提供国法令の執行は一義的には提供国自身が行うべきものであり、提供国の法令違反の有無について、利用国である我が国が認定を行うことは困難であることを考慮する必要があります。こうした観点を勘案した結果、我が国の利用国措置は、法令に基づく規制的措置ではなく、適法取得を奨励する行政上の措置とすることとしたものです。このため、本指針は我が国の担保措置として適当と考えています。

意見番号	指針案の項目	御意見の概要	意見件数	御意見に対する考え方
57	総論	名古屋議定書で定められた手続きは、法律ではなく指針で担保できるのか。罰則を持つ法律として立法府の議論を経た上で実行力が担保された取り決めとすべき。	2	名古屋議定書第15条では立法上、行政上又は政策上の措置のいずれも担保措置として認められています。利用国措置の形式が幅広く認められている背景には、利用国措置はあくまでも遺伝資源の提供国の法令執行を補完するものにすぎないことが挙げられます。すなわち、提供国の法令に違反する者への処罰を含めた提供国法令の執行は一義的には提供国自身が行うべきものであり、提供国の法令違反の有無について、利用国である我が国が認定を行うことは困難であることを考慮する必要があります。こうした観点を勘案した結果、我が国の利用国措置は、法令に基づく規制的措置ではなく、適法取得を奨励する行政上の措置とすることとしたものであり、本指針は我が国の担保措置として適当と考えています。
58	総論	主管するところ「財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省」も、内容も網羅されており概ね良い。しかし、遺伝資源を用いた研究や商業利用が、莫大な利益を産むにも関わらず、全てが罰則のない「努力目標」で、遵守されるか不明のため、罰則付の法制化をすべき。	1	名古屋議定書第15条では立法上、行政上又は政策上の措置のいずれも担保措置として認められています。利用国措置の形式が幅広く認められている背景には、利用国措置はあくまでも遺伝資源の提供国の法令執行を補完するものにすぎないことが挙げられます。すなわち、提供国の法令に違反する者への処罰を含めた提供国法令の執行は一義的には提供国自身が行うべきものであり、提供国の法令違反の有無について、利用国である我が国が認定を行うことは困難であることを考慮する必要があります。こうした観点を勘案した結果、我が国の利用国措置は、法令に基づく規制的措置ではなく、適法取得を奨励する行政上の措置とすることとしたものであり、本指針は我が国の担保措置として適当と考えています。
59	総論	指針(案)に基づく国内措置への対応にあたり、個別の案件に関する相談に対応する「相談窓口」のような仕組みを設けていただきたい。 なお、遺伝資源の利用は学術や産業分野毎に異なるため、必要な場合には、所管省庁ごとの相談窓口を設けていただきたい。	1	環境省では、環境省のウェブサイトへの関連情報掲載や説明会の開催等を通じて、本指針及びABSの普及啓発を行う予定です。また、事業を所管する関係省庁においても本指針等の周知を図る予定であり、利用者への支援を進めていく予定です。個別のご質問等がある場合は環境省及び事業所管の関係省庁にお問い合わせ下さい。
60	総論	ABSは専門性が極めて高く、一般の人々のみならず専門の担当部門や外部のアドバイザーを持たない事業者には難解な内容。このため、国内措置の導入に当たっては、まず関連する知識の普及啓発に対して取り組むことが喫緊の課題であり、利用者をおまねく支援していくため、公的機関における相談窓口の設置が必要。	1	環境省では、環境省のウェブサイトへの関連情報掲載や説明会の開催等を通じて、本指針及びABSの普及啓発を行う予定です。また、事業を所管する関係省庁においても本指針等の周知を図る予定であり、利用者への支援を進めていく予定です。個別のご質問等がある場合は環境省及び事業所管の関係省庁にお問い合わせ下さい。
61	総論	生物多様性条約や名古屋議定書、あるいは本指針の周知不徹底により違反事例が生じると、我が国の国際的信頼を損ねる恐れがある。政府のリーダーシップで丁寧に周知啓発に努めることが重要である。	1	国内の関係者に対し、生物多様性条約及び名古屋議定書を踏まえ、本指針の周知を含めたABSの普及啓発に努めてまいります。
62	総論	相手国法令に従わずに取得した遺伝資源をどのようにチェックするのかについて規定がないことは大きな問題ではないか。	1	名古屋議定書第15条3の規定に基づき本指針第2章第4において提供国法令の違反の申立てに協力することとしています。

意見番号	指針案の項目	御意見の概要	意見件数	御意見に対する考え方
63	総論	一般に販売されている種苗は、海外由来のものであってもコモディティとして輸入・流通しているものが大半であり、提供国のABS法令に沿って取得されたものかどうか利用者側で判別が困難であることから、永続的に育種家が育種を行うために、安心して素材を導入できるような指針を示してほしい。	1	本指針第1章第3の1(6)で示した通り、一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源であって、遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたものは指針の適用範囲外ですが、本指針の施行等を通じ、国内に持ち込まれる遺伝資源の適法取得が促進されるよう努めていきます。
64	総論	従来通り、遺伝資源の取得は、提供国の国内法に従うということで、間違いないか。	1	遺伝資源を提供国で取得される場合は、本指針の遵守に加え、別途提供国の法令を遵守していただく必要があります。その旨を通知においてお示しすることとします。
65	総論	海外からの遺伝資源の輸入は、第三国や国交のない国、国と認められていない地域を通じてもたらされることも多々あるため、移入経路の見える化と原産地偽装を防止する具体的措置も書き加えてほしい。	1	第三国を経由した場合でも提供国法令が適用される遺伝資源を取得した者が我が国に遺伝資源を輸入する場合には報告対象になります。本指針に基づく適法取得に係る報告においては、国際遵守証明書又は提供国の許可証等の情報が必要であり提供国の偽装は困難であることから、原文どおりとさせていただきます。
66	その他	名古屋議定書を早期に締結すべき。	1	名古屋議定書の早期の締結を目指して手続きを進めてまいります。
67	その他	議定書締結による損失面ばかりに焦点が及んでいるように思われるが、議定書を締結することで、途上国などの遺伝資源保有国との共同資源開発・共同研究の促進など締結による便益も大きいのではないかと。批准による経済的損失が原因で批准が遅れているのだとしたら、批准による損失と便益を計算し、便益の方が大きいなら直ちに批准すべき。	1	国内措置案の検討において、名古屋議定書締結及び名古屋議定書の担保措置として想定し得る国内措置案の便益と損失を比較した結果、名古屋議定書の担保措置として本指針を定めることとしています。
68	その他	議定書の検討委員には、環境経済・政策の専門家が含まれておらず、批准の経済的便益について経済学的専門家の立場から意見を言える委員を入れる必要があると思われる。名古屋議定書の批准が遅れている原因は、生物多様性の問題というよりも生態系サービスを巡る国家の利権が関係しており、生態系サービスの計測方法や価値についての知見のある環境資源経済学者を委員に入れる必要があると思われる。	1	「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」は平成26年に終了していますが、ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
69	その他	本指針発効後に、本指針が国際標準になるよう、他国への働きかけをしてほしい。	1	本指針については、名古屋議定書が我が国について効力を生ずることとなり、本指針が施行された場合において、他国にも周知してまいります。

意見番号	指針案の項目	御意見の概要	意見件数	御意見に対する考え方
70	その他	<p>我が国政府は、批准の前提として、以下のように対応していただきたい。</p> <p>・今後、我が国が名古屋議定書の締約国になった場合には、①名古屋議定書第10条「地球規模の多数国間の利益の配分の仕組み」(Global Multilateral Benefit-Sharing Mechanism: GMBSM)、②Ex situ コレクションの遺伝資源の新たな利用からの利益配分及び③遺伝資源に関するデジタル配列情報の使用からの利益配分の議論に参加することになるが、その場合、我が国政府は、産業界・学術界の実態及び要望等を踏まえ、いずれの場合も、生物多様性条約及び名古屋議定書の下での既存の2者間のABSの仕組みで対応可能であり、新たな枠組みを設ける必要性は全くないという強い姿勢で、これらの仕組みを支持する締約国との交渉に臨むべきである。</p> <p>・それでも、なおかつ、これらの枠組みが採択される場合には、名古屋議定書からの脱退も検討すべきである。</p>	1	<p>名古屋議定書第10条の地球規模の多数国間の利益の配分の仕組み(生息域外コレクションの遺伝資源に関連するものを含む)については、枠組みの必要性に関する議論が行われている段階であり、現実的な議論がなされるよう、国内の関係者の意見も踏まえて対応してまいります。また、遺伝資源の塩基配列情報に関する締約国会合等の国際的な議論においては、我が国としては生物多様性条約で定義する遺伝資源に遺伝子の塩基配列情報は含まれないとする認識であり、本指針において適用外である旨明記していることや、我が国における実態及び関係者の意見を踏まえつつ、我が国に悪影響を及ぼすことのないよう、的確に対応してまいります。</p>
71	その他	<p>現在国際的な場で議論されている遺伝子の配列情報について、遺伝子の配列情報は議定書の対象外であるとの今現在の日本政府の立場を維持し、我が国の産業や学術の発展に資するようなルール作りに向けて引き続き取り組んでいただきたい。万一、遺伝子の配列情報が議定書又は議定書以外の条約下の枠組(議定書等)のABSの対象となる場合、議定書等の産業界に及ぼす正の影響より負の影響の方が大きいと認める場合には議定書等の非批准、脱退等の選択肢も排除せず対応してほしい。</p>	1	<p>塩基配列情報については、我が国としては生物多様性条約で定義する遺伝資源に含まれないと認識しており、本指針において適用外である旨明記しているところです。締約国会合等の国際的な議論に当たっては、国内の関係者の意見を十分踏まえつつ、我が国に悪影響を及ぼすことのないように的確に対応してまいります。</p>
72	その他	<p>本指針の適用範囲や利用者に求められる措置は、充分検討された適正なもの認められる。一方、国際的にはデジタルDNA情報や合成生物学などに関わる情報などを、名古屋議定書の適用範囲に含めようとする議論が交わされている。このような動きは生物多様性保全の本来の考え方と無関係であり、世界の科学技術の進歩を妨げるものとなりかねない。我が国としては議定書締結国として、同調する諸国とも連携しながら、政府、学界、産業界などが協力して対応することが必要である。</p>	1	<p>塩基配列情報については、我が国としては生物多様性条約で定義する遺伝資源に含まれないと認識しており、本指針において適用外である旨明記しているところです。締約国会合等の国際的な議論に当たっては、国内の関係者の意見を十分踏まえつつ、我が国に悪影響を及ぼすことのないように的確に対応してまいります。</p>
73	その他	<p>他国の陰謀めいた意図を感じるタイトルであると思われる。いわゆる「ジャイアニズム」を肯定する意図をちらりと見せている様な、その様な感じを受ける。</p>	1	<p>ご指摘の趣旨は明らかではありませんが、名古屋議定書は多数国間の交渉の上に採択されたものであり、本指針は、提供国法令の遵守の促進に関する措置及び利益を生物多様性の保全等に充てる等のABSの奨励に関する措置を講ずることにより、提供国等からの信頼を獲得し遺伝資源を円滑に取得できるようにすることで、我が国国内における遺伝資源に係る研究開発の推進、及び、提供国法令違反として訴訟提起されるリスクの低減に資するものとなっております。</p>